



平成25年6月24日  
内閣府（防災担当）

## 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の一部改定について

東日本大震災等を踏まえ、「災害に係る住家の被害認定運用指針」（平成13年7月内閣府（防災担当））を一部改定しましたのでお知らせします。

### 主な改定内容

#### 1. 東日本大震災以降に発出した事務連絡の運用指針への反映

- (1) 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定方法（平成23年5月2日付け事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」）について、恒久化し運用指針へ反映する。
- (2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法（平成23年3月31日付け事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」）のうち「1. 津波による住家被害」について、一部改定のうえ、水害編の第1次調査として運用指針へ反映する。

#### 2. 部位別構成比の見直し

固定資産評価基準の見直し等を踏まえ、部位別構成比を見直す。

##### ・木造・プレハブ住家の判定における部位別構成比

現行		➔	改定後	
屋根	10%		屋根	15%
柱（又は耐力壁）	20%		柱（又は耐力壁）	15%

##### ・地震による被害に係る第1次調査（木造・プレハブ住家）の判定における部位別構成比

現行		➔	改定後	
屋根	10%		屋根	15%
壁（外壁）	80%		壁（外壁）	75%

#### 【参考】災害に係る住家の被害認定（内閣府 HP）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

#### < 問合せ先 >

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付  
中澤 TEL 03-3501-5191